

EU 関税法の解説と 日系企業が直面する課題

ブリュッセル・センター

EU は関税同盟を早くに完成し、対外共通関税を課すことを達成したが、最近この対外共通関税について、加盟国による不統一な適用が大きな問題になっている。

本レポートでは、カムコーダー、プレイステーション2、プラズマモニター、プラズマパネル・モジュール、LDC パネル・モジュール、DVI 端子付き LCD モニターにおける関税分類について、日系企業が直面している適用問題を解説する。なお、本レポートはジェトロ・ブリュッセル・センターが Van Bael & Bellis 法律事務所のフィリップ・デバーレ氏、パブロ・ミュニツ氏、亀岡 悦子氏に EU 関税法の解説と日系企業の課題について解説を依頼、作成したものである。

1 . EU 関税法の解釈

EU 加盟国も締結国となっている関税に関する国際機関として、世界関税機構(WCO)がある。WCO はその本部をブリュッセルに置き、WCO による分類決定、分類意見、関税評価の概略は、WCO 締結国である EU 加盟国でも有効である。

関税分類に関する枠組みとして HS に基づく分類があり、HS チャプター、HS 品目表を設けている。さらに HS 委員会が定めた HS 品目表に関する公式の解説書があり、関税分類帰属を検討する際の指針となる HS に対する注釈 (Explanatory Notes to the Harmonized System) を発表し、EU においても関税分類解釈の際に使われている。WCO は、関税制度の調和のとれた統一した適用を目指し、締結国間の協力を促す国際機関であるが、企業が議論に直接参加し効率的にビジネスに有利な判断を得ることは難しい。

他方、世界貿易機関(WTO)もガット第 7 条の執行としての関税評価法、原産地規則の調整のためのワークプログラムである原産地規則協定により締結国間の関税制度の調整を行っている。EU 加盟国も WTO 締結国であり、これらに従う義務を負う。

一方、EU は、単一市場完成により域内における無関税自由貿易、域外貿易については対外共通関税制度に基づき、加盟各国に共通の関税率を設定している。EU 機関は主に、欧州議会、理事会、欧州委員会から成るが、EU 関税法執行機関は、欧州委員会税制・関税同盟総局と加盟各国当局である。特に税制・関税同盟総局の B 局(国際および関税政策)に属する B.3 部の関税・統計部門が関わっている。欧州委は関税分類についての解釈に関し、広い裁量権を有する。

関税に関する EU 立法としては、共同体関税法典の制定に関する 1992 年 10 月 12 日付共同体関税法制定に関する理事会規則 No 2913/92 と同規則の施行規則が中心となる。同規則は既に数回の改正を経ているが、現在も改正手続き準備が行われており、将来、大幅な変化が予想される。共通関税率については、CN 下位品目分類表に関する規則が毎年一回更新される。TARIC と呼ばれる共同体統合関税率オンライン・データベースは、欧州委ウェブサイトからアクセスできる。

表 1 関税に関する EU 法

EU 関税法

1992 年 10 月 12 日付共同体関税法制定に関する理事会規則 (Council Regulation (EEC) N° 2913/92 OJ L (1992) L 302/01)

EU 関税法施行規則

1992 年 10 月 12 日付共同体関税法制定に関する理事会規則の施行規則 (Commission Regulation (EEC) N° 2454/93 OJ L (1993) L 253/01)

共通関税率

- CN 下位品目分類表(CN Sub-heading or CN code)
- 毎年一回規則によって更新

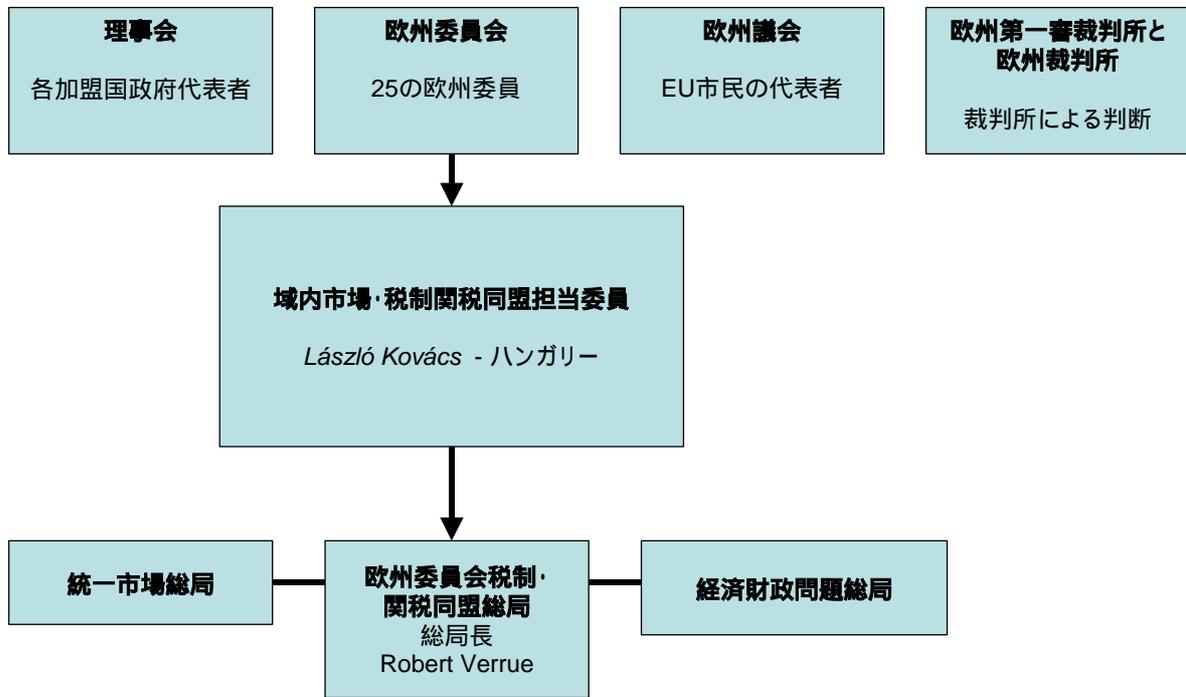
共同体統合関税率 (Taric)

http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/dds/en/tarhome.htm

2．手続上のルールと EU 加盟国

欧州裁判所の判例法によれば、EU の税収徴収関連法が存在しない場合には、EU の税収徴収においての詳細な規則と条件は、加盟各国の法制度によらし、加盟各国によって設けられた制度・条件が、EU 法の執行を事実上不可能・過度に困難にするものであったとしても、この原則は変わらないとされている（Case C-153/94）。すなわち、関税は EU レベルで統一されているとしても、その徴収等の詳細手続きは、加盟各国に任されているため、当該加盟国法によらなければならない。そしてこの加盟各国の関税制度が、他の加盟国レベルで徴収される税制度と比べて（消費税など）必要以上に複雑、非効率な手続きを規定していたとしても、関税法制度詳細に関する EU 法が存在しない限り、この非効率な国内法に従わなければならないと判例は述べている。つまり現在問題となっている非統一的・非効率的関税の取り扱いは、この原則から言うと EU 法違反ではないということになる。EU おける関税概念によれば、関税分類は、物品を輸出する時点での客観的に見た商品の種類に基づく分類を基準とする。EU における関税品目分類表は、8 桁のコードによって示され、始めの 6 桁は HS 品目分類及び下位分類、7、8 桁が合同関税品目（CN）下位分類を示す。分類に疑問がある場合には、CN 解釈の一般的規則（General Rules for the Interpretation of the Combined Nomenclature）に則って、分類が解釈される。加盟国当局が企業に対して発効する拘束的関税情報（Binding Tariff Information, BTI）は、輸入される当該物品がどこに分類されるのかについての見解を明らかにしたもので、関税当局に当該見解を求め、企業に対し発行されるものである。BTI はインターネットでみることができる。BTI を得ると 6 年間その解釈は有効であるが、以下に述べる関税分類委員会、WCO、欧州裁判所によって取り消される場合もある。共通関税率に関する注釈（Explanatory Notes to the CCT, EN）は欧州委員会によって採択されるが、遡及的に適用され、例としては以下に説明するカムコーダー事件で出された EN がある。前述のように遡及的効果を有するため EN が出された日付を遡って効果を発する。

表 2 EU 機関



3 . 関税分類委員会

EU 関税法の重要な機関である関税分類委員会は、議長と関税当局あるいは財務省に勤める EU 加盟 25 カ国の代表者から成る。また投票権のないトルコもオブザーバーとして参加している。ワーキング・グループは加盟国代表者によって運営され、関税分類委員会の会議の前に通常開催される。関税分類委員会の議題は、議長のイニチアティブあるいは加盟国のイニシアティブによって議長から提案されるが、BTI 間の食い違いある場合には欧州委による提案も考えられる。

また分類規則の草案は欧州委によって準備され、関税分類委員会に提出される。関税分類委員会は、議題について討論し、投票は EU 独特の特定多数決で行われ、その結果、関税分類委員会が欧州委と同意でない場合は、理事会は 3 ヶ月以内に特定多数決によって異なる決定をすることができる。また関税分類委員会が欧州委と同意あるいは理事会が異なる立場をとらない場合、決定が採択される。関税分類委員会の欠点は、企業に関税分類委員会が作成・準備した書類の閲覧権を保障していないため、透明性に欠けること、そのた

め、正式協議がなく、企業の審問権利が認められていないことが挙げられる。また、決定が十分に理由付けされておらず、経済的効果分析の欠如も非難されている。

4 . カムコーダー

日系企業は、EU が欧州のビデオテープレコーダー製造者を保護するため、DV-IN 機能を有するカムコーダーに高関税率を課していると考え、低い関税率で消費者により低価格なカムコーダーを購入する選択を与えるため、DV-IN と DV-OUT の両機能を有するカムコーダーと DV-OUT 機能のみ有するカムコーダーの二種類のモデルを EU 市場に投入した。DV-OUT 機能のみ有するカムコーダーは、加盟国当局により CN コード 8525.40.91 (ビデオカメラレコーダ) と分類するとの BTI を得ることができ、その税率は 4.9 パーセントであった。ただし、同分類に帰属するとするためには、カムコーダーが外部からのビデオシグナルを録音できないことが条件であった。

しかし、欧州企業の中にこの輸入カムコーダーのソフトを改造し、DV-IN 機能の使用を可能にする特殊なソフトを開発、販売する企業が出てきたため、DV-OUT 機能のみを有するカムコーダーを購入してもその後消費者が、この特殊なソフトを使用し、DV-IN 機能をも作動できるようになった。このため、加盟国関税当局はこのカムコーダーを 8525.40.99(ビデオカメラ、ただしスチールビデオカメラ、ビデオカメラレコーダを除く) に分類し、14 パーセントの関税を定めた。

輸入これに対し、企業はその分の関税と 4.9 パーセント関税率とした場合の関税の差額返済を請求した。

加盟国関税当局は、欧州委員会の注釈 (EN) に従い、輸入後 DV-OUT 機能のみを有するモデルでも輸入後 DV-IN 機能を作動させることができるモデルは 8525.40.99 に分類することになると主張した。企業側は、そのような事態は EU へ輸出した製造者が予想していたことではないため、企業側には責任はなく、関税分類の誤った判断であると反論した。

5 . プレイステーション 2

2000 年、日系企業が欧州委の分類規則より当該製品「プレイステーション 2」の分類を 8471 (コンピュータ) でなく 9504 (ビデオゲーム機) とされたことを不当とし、分類規

則を変更しなければ欧州委を相手取り法的措置に訴えることを明らかにした。

分類がコンピュータの場合には EU 域内の関税はゼロとなるのに対し、ビデオゲーム機の場合、一台につき 2.2 パーセントの関税が課される。日系企業側は、分類は製品を構成する半導体などの部品に基づいて実施すべきであり、当該製品は中央演算処理装置ですべてのデータ処理を行っているのでコンピュータ同様の高度な技術を備えており、コンピュータとして分類すべきだと主張していた。

2001 年、同日系企業は欧州委を相手取って欧州第一審裁判所へ訴えを提起し、裁判所は 2003 年 9 月 30 日、企業側の主張を認め、関税分類変更し無税とする判断を下し、この判決は確定した。ちなみにこの判決は、欧州裁判所における、最初の分類規則を変更した直接訴訟判決となった (T-243/01)。

6 . プラズマモニター

プラズマモニターについては、その関税率が輸入加盟国当局によって異なるという事態が生じ、日系企業を含め既に EU 市場への輸入を行った企業を悩ませた。具体的には、加盟国当局は、同一の輸入プラズマモニターを、自動データプロセッシングシステムのアウトプットユニットとして 8471 に分類したり、テレビと同様の 8528 に分類したり、またシグナル機器として 8531 に分類していた。ちなみに 8471 は関税ゼロ、8528 は 14 パーセントと大きく異なる。分類を区別する明確な基準がなく、矛盾する分類が行われているため、欧州委はプラズマモニターの関税分類についての関税法典委員会を設け、客観的な基準を設けることとした。

同委員会は、プラズマモニターを様々な技術的観点から評価した結果、2004 年 4 月 23 日付規則 754/2004 を発表し、コンピュータ代表される ADP (自動データプロセッシングシステム) 機器とテレビシグナルからのインプットを受信可能なプラズマモニターは、CN 下位品目分類 8528.21.90 に分類され 14 パーセントの関税が課せられることを明らかにした。欧州委は、8471.60 による分類は、プラズマモニターが ADP 機器とのみ、あるいは主に自動データプロセッシングシステムと共に使用されるものではないため、認められないとした。また、8531 による分類は、インディケータパネルのようにシグナルを映像化する機能を有しないため適切ではないと考えた。

企業側は通常、プラズマモニターは輸入時には、ハードウェアとソフトウェアの違いの問題から ADP 機器と共にのみ使用され、EU 関税法の解釈では唯一あるいは主な使用のみ問

題とするので、欧州委の分類規則は違法な解釈であると主張した。このような経過を経て、2005年3月に、欧州委は課税賦課停止を決定した(2005年3月16日付理事会規則(EC) No 493/2005)。

• 分類規則:

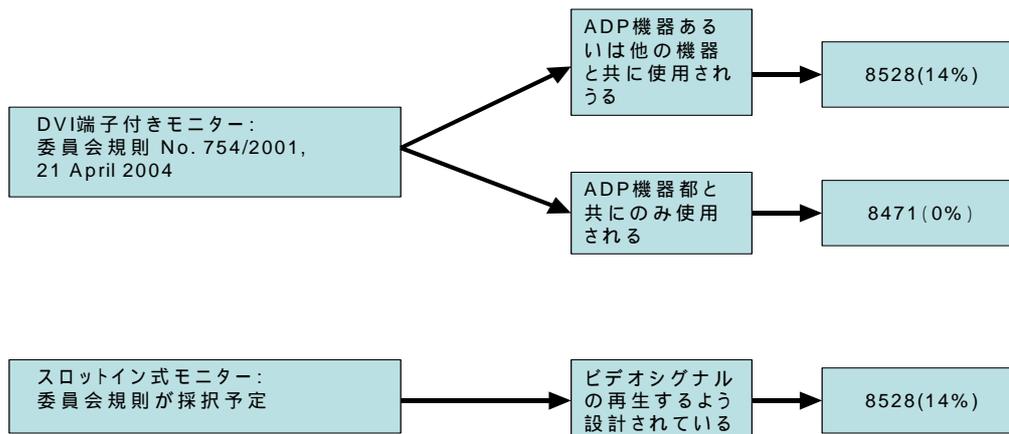


表3 プラズマモニター

7. プラズマパネル・モジュール

プラズマパネルとは、リボンケーブルを備えただけの単なるガラスパネルをさす。プラズマパネルの分類についての規則案は、CN 下位品目分類 8529.90.81 に分類していたが、プラズマモジュールについての規則は採択されていない。

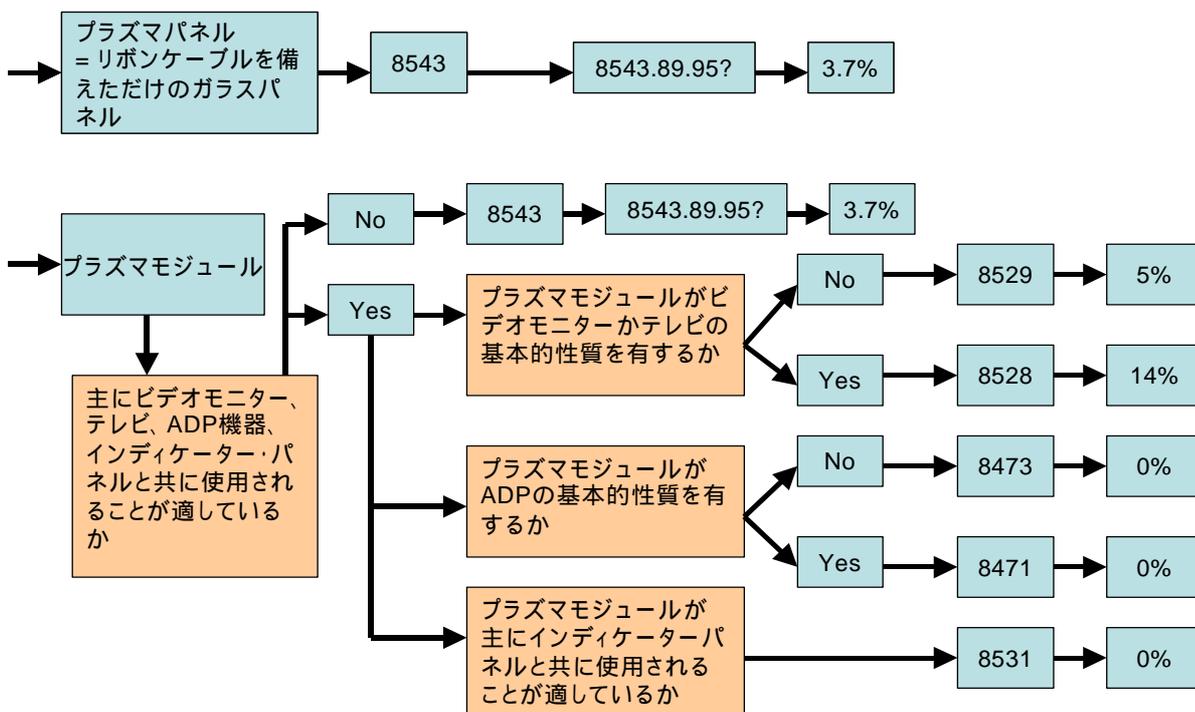
しかし、この分類に対しては企業側から以下のような反論がされている。まず、輸入した後のパネルの使用を主に問題としているため、8529 とする分類は法的に誤りである。輸入の際の客観的な性質を基礎に、ただのパネルが、ビデオモニターあるいはテレビの一部として使用されることは不適切であるから、むしろリボンケーブルを備えただけのガラスパネルとして 8543 分類すべきである。単にリボンケーブルを備えただけであるから、未完成品と考えることは難しいという主張の正当性に問題があり、逆に、他の部品を備えたプラズマパネル(モジュール)をビデオモニター/テレビの未完成品とみなすべきである。EU 関税法による CN コード 8529、8529.90、8529.90.81 の解釈からも、リボンケーブルを備

えただけの当該製品は未完成品の中に分類されることはできない。当該製品は、ADP 機器とのみあるいは主に ADP 機器と共に使用されることが適しているとはいえないので、ADP 機器のディスプレイ部分として 8473 に分類したり、インディケーターパネルとして 8531 に分類することはできない。また、大きさ、性質から考えて、ビデオモニター(8528)の一部と考え、テレビの基本的性質を有しない 8529 に分類するのが適当である。

このような議論の中、プラズマパネルに関する 2004 年 12 月 16 日付欧州委員会規則 2147/2004 が制定され、規則案に従って、プラズマパネルは CN コード 8529.90.81 に分類された。

一方、プラズマモジュールについては、既にこの製品の定義から議論が一致しない。関税分類委員会での議論では、8529.90.81 に分類されうるとされていたが、プラズマモジュールが輸入の際の客観的性質から、主にビデオモニター/テレビとして使用されるのに適していることが証明されていないのでこの分類は間違っていると反対されていた。その後、欧州委は、プラズマパネル・モジュールについては 2005 年 1 月 1 日から関税賦課停止を実施している（規則は出ていない）。

表 4 プラズマパネル/モジュールの分類（企業側の主張）

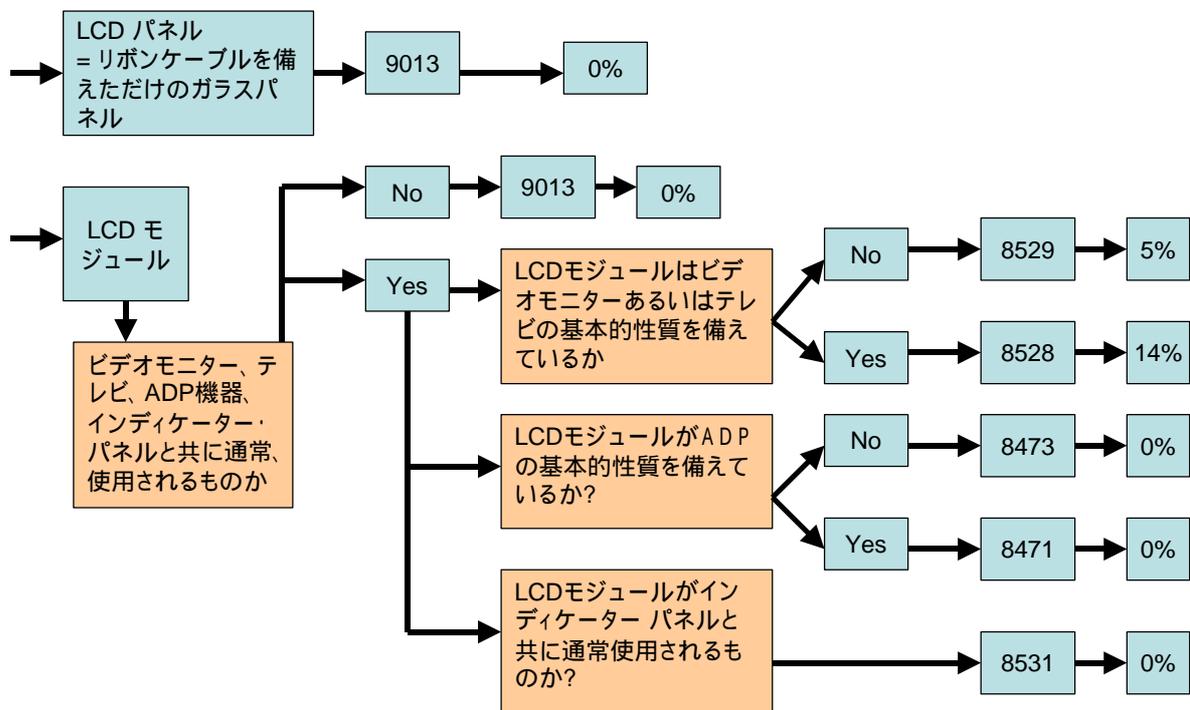


8 . LCD パネル・モジュール

LCD パネル/モジュールの統一した分類は EU レベルでは存在しない。欧州における複数の BTI は、液晶機器あるいはインディケータとして 9013 あるいは 8531 に分類しており、加盟各国によって異なる取り扱いがされていた。またフランスのように、プラズマパネル・モジュール分類の類推適用によってテレビ部品あるいはテレビとして 8529 あるいは 8528 への再分類の恐れもでてきた。欧州委は、パネルに基礎的な部品を付属したのみの製品を示すとして、LCD モジュールの 9013 への分類に反対したが、企業側は 9013 への分類を主張するロビー活動を行った。

欧州委は現在、9013 による分類を否定し、8529 による分類を適用しているが、関税賦課停止を認めるという立場に傾いている。

表 5 LCD パネル・モジュール分類



9 . DVI 端子付き LCD モニター

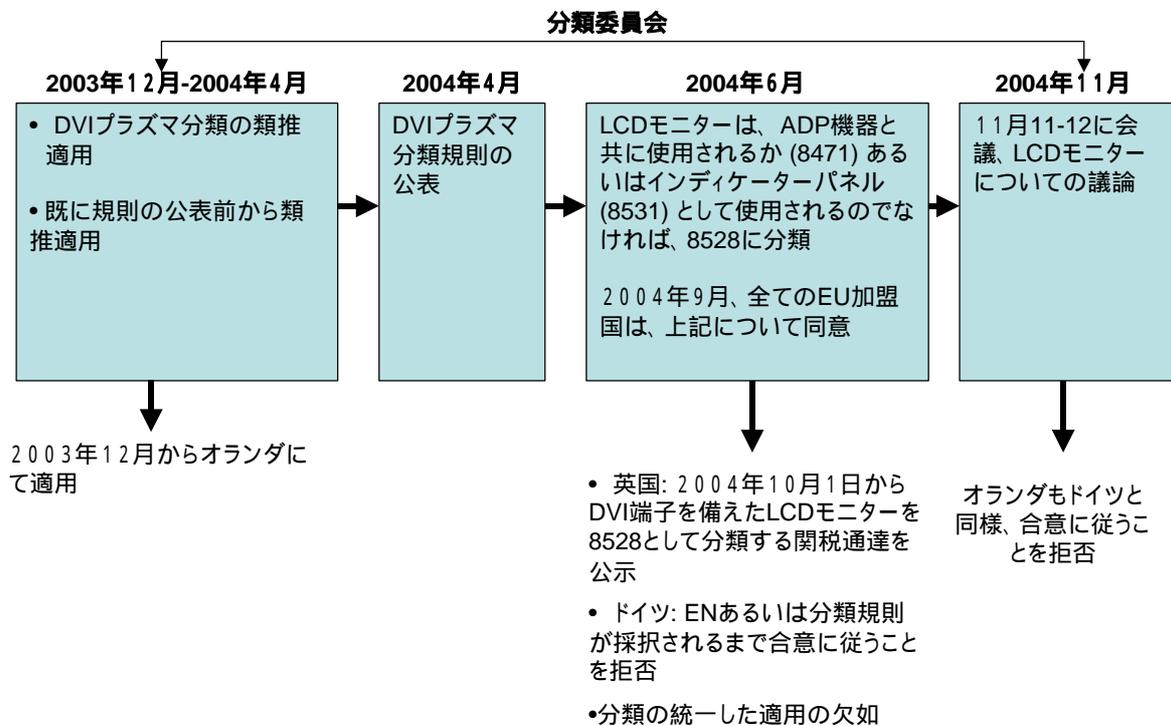
LCD モニターは過去には関税ゼロで輸入されていた製品である。2003 年 12 月から 2004 年 4 月にかけて DVI 端子付き LCD モニターについては、プラズマモニターの関税分類を類推し、8528 に分類されていた。

この DVI プラズマモニターの分類規則は 2004 年 4 月に公表されたが、既にその前から規則の類推適用は行われており、オランダでは 2003 年 12 月からこのように解釈されていた。しかし加盟各国間の関税分類の統一した適用の欠如が問題になったため、分類委員会において全 EU 加盟国は 2004 年 9 月、DVI 端子付き LCD モニターは、コンピューターモニターのように ADP 機器と共に使用されるか（8471、関税ゼロ）あるいはインディケーターパネル（8531、関税ゼロ）として使用されるのでなければ、テレビ（8528、関税 14 パーセント）として分類することで合意した。

英国は 2004 年 10 月 1 日から DVI 端子を備えた LCD モニターが、DVD プレーヤー、カムコーダー、ビデオゲームと共に使用されうる場合、関税率ゼロの 8471 から 14 パーセントの 8528 として分類する関税通達を公表した。それに対し、ドイツは EN あるいは分類規則が採択されるまで合意に従うことを拒否したため、14 パーセントの関税を支払うことを避けるため EU への輸入をオランダから行っていた企業がドイツに輸入先を変更する事態が生じた。

2004 年 11 月 11-12 日に開かれた分類委員会では解決策を探るため LCD モニターについての議論が行われた。その議論を一時的に解決する方法として、2005 年 3 月 16 日付理事会規則が出され、コンピュータ以外のソースからビデオの画像を再生できるため 8421 に分類できないモニターであっても、ビデオモニターとして CN コード 8528.21.90 に分類し、課税賦課停止の適用を当面受けることができることになった。なお、課税賦課停止が適用されるモニターはスクリーン対角線が 48.5 cm 以下、アスペクト比（横：縦）が 4:3 あるいは 5:4 のモニターであり、同措置は 2005 年 1 月 1 日から 2006 年 12 月 31 日まで有効である。ちなみに規則は遡及して適用されるため、2005 年 1 月 1 日からの課税賦課措置の対象となるモニターについて既に支払ってしまった関税については、払い戻し請求が可能である。

表6 DVI端子つきLCDモニター 8528に分類



10. おわりに

米国は2004年9月21日、EUの関税制度がWTOルールに違反しているとしてWTO紛争解決機関による協議を申し立てた。特に米国は、EU関税制度が関税分類、評価におけるEUの法規則、判例、行政規則において一貫しない、関税問題を迅速に扱う裁判所、仲裁機関、手続きがEUには存在しないなどの点で違法であると主張した。EU関税法に関する問題は、様々な形で波及しており、今後の展開が注目される。